

亀田産業株式会社
指定居宅介護・重度訪問介護 重要事項説明書

第1条（亀田産業株式会社の使命）

我々は、生活支援サービスを通し、全ての人の幸福に貢献することを使命とする。

第2条（運営の目的・方針）

運営の目的	亀田産業株式会社が開設する指定障害福祉サービス事業所が行う障害福祉サービスの適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、訪問介護員研修修了者（以下訪問介護員とする）が障害者等の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場にたった適切な障害福祉サービスの提供する。
方 針	長年医療機関に隣接した環境で培ってきた専門性を生かし、特に介護度の高い方や医療的支援・多職種連携が必要なご利用者様に対しても、安心してご利用いただける質の高いサービスの提供に務めています。

第3条（事業者の概要）

法人名	亀田産業株式会社
法人所在地	千葉県鴨川市東町1374
代表者名	代表取締役社長 亀田 亜里
電話番号	04-7092-0800
設立年月日	昭和39年9月
実施事業	サービス物販 介護サービス（訪問介護・居宅介護・福祉用具販売・レンタル）

第4条（サービス事業所の概要）

事業所名	亀田ホームケアサービス〇〇
所在地	
電話番号	
指定事業所番号	
サービスの種類	居宅介護／重度訪問介護
サービス実施地域	
事業所が行っている他の業務	介護保険指定事業（訪問介護）
第三者評価等の実施	なし

第5条（営業日及び営業時間）

サービス提供	時間	午前6:00～午後11:00
	曜日	月曜日～日曜日・祝日
サービス受付	時間	午前8:30～午後5:00
	曜日	月曜日～日曜日・祝日
休業日	12/31～1/3（要相談可）	

第6条（当事業所の職員体制）

職 務	資 格	常 勤		非 常 勤		計	備考
		専従	非専従	専従	非専従		
管理者	介護福祉士		1			1	
サービス提供責任者	介護福祉士						
サービス従事者 （訪問介護員等）	介護福祉士						
	実務者研修修了者						
	ホームヘルパー2級課程修了者						
	初任者研修修了者						
事務職員							

第7条（提供するサービスの料金とその利用者負担額について）

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用料金の目安は、別紙のとおりです。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。
--

第8条（管理者）

管理者は、当事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うものとします。また、法令等に規定されている障害福祉サービスの実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとします。

第9条（サービス提供責任者）

サービス提供責任者は、当事業所に対するサービスの利用申込に係る調整、サービス従事者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画書の作成を行うものとします。

第10条（サービス従事者）

サービス従事者とは、亀田産業が利用者様にサービスの提供を行うもので介護福祉士・訪問介護員等の資格を有する者とします。

第11条（居宅介護計画とサービス内容）

亀田産業株式会社は、市町村が決定した居宅介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者様の意向や心身の状況及び日常生活全般をふまえて、利用者様及びそのご家族と協議して居宅介護計画書を作成します。

亀田産業株式会社は、作成した居宅介護計画書の内容について利用者様又はそのご家族に対して説明し、その同意を頂くとともに作成した居宅介護計画書を利用者様に交付するものとします。

亀田産業株式会社は、居宅介護計画書に沿って計画的にサービスを提供するものとします。

亀田産業株式会社は、利用者様のご要望等により、居宅介護計画の変更又は中止の必要がある場合には、状況を踏まえ協議し、居宅介護計画を変更又は中止します。

第12条（サービス内容）

1. 居宅介護サービス

1) 身体介護

ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。

①排泄・食事介助【排泄介助/食事介助/特段の専門的配慮をもって行う調理】

②清拭・入浴、身体整容

【清拭/部分浴/全身浴/洗面等/身体整容（日常的な行為としての身体整容）/更衣介助】

③体位変換、移動・移乗介助、外出介助【体位変換/移乗、移動介助/通院、外出介助】

④起床及び就寝介助 ⑤服薬介助

⑥自立生活支援のための見守りの援助

【自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等】

2) 家事援助

ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの家事援助を行います。

①清掃 ②洗濯 ③ベッドメイク ④衣類の整理・被服の補修 ⑤一般的な調理、配下膳

⑥買い物・薬の受け取り

3) 重度訪問介護

身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。

（重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する方を対象としたサービスです。）

①身体介護・家事援助、見守りなどを行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

2. 次のようなサービスは、提供することはできませんので、ご了承ください。
 - 1) 「本人の援助」に該当しないもの
ご家族のための洗濯、調理、買い物、布団干し・主として利用者様が使用する居室以外の掃除・来客の応接（お茶・食事の手配等）・自家用車の洗車等。
 - 2) 「日常生活の援助」に該当しないもの
庭の草むしり・花木の水やり・犬の散歩等ペットの世話・家具等の移動・大掃除・窓ガラス磨き・室内外家屋の修理・正月料理等の特別な調理等。

第13条（サービスの変更及び追加）

1. 亀田産業株式会社は利用者様からのサービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況により利用者様の希望する日時にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日時をご提案させていただきますものとしします。
2. 亀田産業株式会社はサービス従事者の稼働状況により利用者様の希望する日時にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日時をご提案させて頂くものとしします。

第14条（連携）

1. 亀田産業株式会社は、サービスを提供するにあたっては、各市町村担当者・保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。
2. 亀田産業株式会社は、利用者様を担当する居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者様の心身の状況・その置かれている環境・他のサービス利用状況等の把握に努めるものとしします。

第15条（個人情報の使用等及び秘密の保持）

1. 亀田産業株式会社は、別紙「亀田産業株式会社における個人情報保護指針」及び「亀田産業株式会社亀田ホームケアサービスにおける個人情報の利用目的」を説明し交付致します。サービス提供のために必要な範囲内において、使用・提供又は収集（以下、「使用等」とします。）させて頂くとともに、利用者様及びそのご家族は、予めこれに同意するものとしします。尚、個人情報の利用目的を変更する場合には、予め通知又は公表するものとしします。
2. 亀田産業株式会社は、利用者様及びそのご家族の個人情報に関して、利用者様から開示又は訂正の要求がある場合には、所定の方法に従い、開示又は訂正するものとしします。
3. 亀田産業株式会社及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

第16条（虐待の防止及び身体拘束について）

1. 亀田産業株式会社は、利用者様の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。虐待発生及び防止の措置を適切に実施するための担当者は、当事業所の管理者とします。
担当者：担当者名
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとしします。
2. 原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただしやむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要素すべて満たしているかどうかについて検討・確認し、事前に利用者様及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

第17条（事業継続計画の策定等について）

1. 亀田産業株式会社は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者様に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。
2. 亀田産業株式会社は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 亀田産業株式会社は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行います。

第18条（衛生管理等について）

1. 亀田産業株式会社は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
2. 亀田産業株式会社は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、以下の措置を講じます。
 - ①感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - ②感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
 - ③従業員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第19条（その他留意事項）

1. 利用者様及びそのご家族は、本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。
2. 利用者様の担当となるサービス従事者の選任及び変更は、利用者様に適正かつ円滑にサービスを提供するため、亀田産業株式会社が行うものとし、利用者様がサービス従事者を指名することはできませんので、予めご了承ください。
3. 利用者様が、担当のサービス従事者の変更を希望する場合には、業務上不適当とされる事由を明らかにして、事業所までお申し出ください。但し、業務上不適当とされる事由が無いと判断される場合には、サービス従事者の変更を致しかねる場合があります。
4. 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますので、ご了承ください。
5. 感染拡大や災害時の状況下においては、訪問できない場合があることをご了承ください。
6. サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ①サービス従事者は、家事援助として行う買い物の場合を除き、現金をお預かりすることはございません。尚、買い物のため現金をお預かりする場合は、お預かり書を作成しております。
 - ②サービス従事者は、預金通帳・キャッシュカード・印鑑・年金証書・その他有価証券等は、一切お預かりすることができませんので、ご了承下さい。
 - ③現金や貴重品は室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管して下さい。
 - ④サービス従事者に対する贈り物や飲食等のご配慮は、遠慮させていただきます。
 - ⑤利用者様の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・水道又はガス等を利用した場合、その代金は利用者様の実費負担となります。
 - ⑥「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、速やかに担当事業所へお知らせください。又、担当ヘルパーやサービス提供責任者が、受給者証を確認させていただく場合には、ご提示くださいますようお願い致します。
 - ⑦サービス従事者へのハラスメントに該当する行為には、サービスを中止させていただく事がありますので、ご理解・ご了承ください。（別途、依頼文書あり）

第20条（サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口）

サービスに関する相談・苦情及び要望等（以下、「要望等」とします。）については、下記の窓口にて対応いたします。要望等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録及び保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

1) サービス提供事業所要望等窓口

苦情受付担当者	当事業所の従業員
苦情解決責任者	当事業所の管理者 ○○○○○
相談・受付時間	午前8:30～午後5:00（休業日を除く）
電話番号	

2) 亀田産業以外の苦情窓口

該当○	市町村名	担当課名	電話番号

名称	担当課名	電話番号
千葉県国民健康保険連合会	介護保険課	043-254-7428
千葉県運営適正化委員会		043-246-0294

第21条（緊急時の対応方法）

サービス提供中に、利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

主 治 医	主 治 医 氏 名	
	医 療 機 関 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	

第22条（事故発生時の対応方法について）

利用者様に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者様に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

- （１）損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
- （２）保険名 賠償責任保険
- （３）補償の概要 介護サービス事業者特別約款

亀田産業は、利用者様又はそのご家族に対し、本重要事項説明書により重要事項、個人情報の利用目的、サービスの提供開始等について説明致しました。

【亀田産業株式会社】 サービス提供事業所 住 所 〒
事業所名 亀田ホームケアサービス〇〇

説明者 _____ (印)

利用者又はその家族は、本重要事項説明書により重要事項、個人情報の利用目的、サービスの提供開始等について説明を受け、これに同意致します。

年 月 日

【利用者様】
住 所 _____
フリガナ _____

氏 名 _____ (印)

(署名代筆者)
住 所 _____
フリガナ _____

氏 名 _____ (印)

(利用者様との続柄 _____)